

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 外1名

## 訴えの交換的変更申立書（被告国関係）

2015年（平成27年）7月7日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 河合 弘之

ほか10名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 原告は、訴状請求の趣旨2項（1）（2）の請求を、下記1，2の請求に交換的に変更する。

### 1 主位的請求

原子力規制委員会は、被告電源開発株式会社が大間原子力発電所について、平成26年12月16日にした発電用原子炉設置変更許可申請を許可してはならない。

### 2 予備的請求

原子力規制委員会は、被告電源開発株式会社が大間原子力発電所について、平成26年12月16日にした発電用原子炉設置変更許可申請を、原告がこれに同意するまでの間、許可してはならない。

第2 交換的に追加した請求についての請求の原因

- 1 被告電源開発株式会社は、平成26年12月16日、原子力規制委員会に対し、大間原子力発電所について、発電用原子炉設置変更許可の申請をした（以下「本件設置変更許可申請」という。）。これは、改正原子炉等規制法の施行に伴い、新規制基準で求められた内容、すなわち、重大事故等に対処するために必要な施設及び体制の整備等を追加したものであり、あわせて、記載事項の一部を関係法令の規定と整合した記載形式に変更したものである。
  
- 2 ところで、原子炉等規制法第43条の3の8第1項、第2項、第43条の3の6第1項によると、発電用原子炉の設置許可を受けた者は、原子炉等規制法43条の3の5第2項第2号から第5号まで又は第8号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会の許可を受けなければならない、原子力規制委員会は、その申請があったときは、原子炉等規制法43条の3の6第1項第1号ないし第4号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならないと定められている。すなわち、原子力規制委員会は、被告電源開発に、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり（同法43条の3の6第1項第2号）、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があり（同項3号）、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものである（同項4号）場合でなければ、原子炉設置変更許可をしてはならないのである。
  
- 3 仮に、原子力規制委員会が本件設置変更許可申請を許可すれば、そ

の処分は違法であって、原子力規制委員会がその処分をすべきでないことが明らかであるか、その処分が原子力規制委員会の裁量権の範囲を超え、若しくはその濫用となることが明らかである。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件設置変更許可申請を許可すべきか否かを決するに当たり、とりわけ問題となるのは次の事項である。

ア 新規制基準が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号が求める「原子炉による災害の防止上支障がない」基準であるか

イ 大間原発が、新規制基準に適合しているか

(2) (1)アの問題については、訴状の第6章第2(85頁～93頁)で基本的な主張を述べた。今後、更に主張を敷衍するが、新規制基準は、旧安全設計審査指針よりも厳しくなっている点はあるとはいえ、電力会社が既設炉について負担可能な補強費用を支出することによって我が国の大部分の原発を再稼働できるように定められた極めて中途半端な基準であって、これに適合していても、その原発が「災害の防止上支障がない」などとは到底言えない。田中俊一原子力規制委員会委員長自身、原子力規制委員会が新規制基準に適合したと判断した原発について「災害の防止上支障がない」等と発言したことは全くないのである。

(3) (1)イの問題については、訴状の第7章～第9章で基本的な主張を述べた。被告電源開発が提出した本件原発設置変更許可申請書(控)【丙第1, 第2号証】をみても、原告が訴状で指摘した問題(地震想定, テロ対策, シビアアクシデント対策)に対して何ら抜本的な対策がとられていない。

4 仮に、上記3の主張に理由がないと判断された場合であっても、原子力規制委員会が、原告の同意なく、本件設置変更許可申請を許可す

ることは、違法である。原子力規制委員会が、原告の同意のない限り、設置変更許可処分をすべきでないことは明らかである。

すなわち、訴状34頁～45頁に記載したように、我が国の国法上、原子炉設置許可処分ないし原子炉設置変更許可処分をする際には、立地市町村の同意が必要とされていると解すべきであり、同意を得なければならない「立地市町村」の範囲は、少なくとも防災計画の策定を義務付けられる30km圏内の市町村に拡大されていると解すべきであるからである。

- 5 大間原発について違法な設置変更許可がなされ、同原発が運転を開始した場合、同原発が、地震、津波等の自然現象やテロ等が原因で放射性物質を敷地外に大量に放出する過酷事故を起こす具体的な危険があり、その場合、原告は、存立維持権や財産権を侵害されて重大な損害を受ける恐れがある。

そして、その損害を避けるためには、本件設置変更許可処分を差し止める以外には、他に適当な方法がない。なお、設置変更許可処分がなされた後、原告がその取消訴訟を提起し、同時に執行停止を申し立てるという方法が考えられないではないが、現実には、設置変更許可処分がなされた後、本件原発が運転を開始するまでの短い期間に、担当裁判官が執行停止申立てについての判断を適確に示すことは極めて困難である。なぜなら、その判断のためには、原子力発電所という巨大かつ複雑な設備の構造や、地震や津波という、人がその発生予測すられない自然現象等の理解が必須であり、担当裁判官がそれらについて判断するための知識を獲得するために相当の期間を要するからである。

なお、原告に本件原発の設置変更許可処分の差止めを求めるにつき、法律上の利益を有することは、本件原発の無効確認を求める原告適格

論で述べているとおりである。

- 6 よって、原告は、行政事件訴訟法第3条第7項、第37条の4に基づき、本件原発について設置変更許可処分の差止めを求めることができるので、同法第7条、民訴法143条1項により、交換的に訴えの変更を申し立てる。

以上

(別紙)

当事者目録

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号

原 告 函 館 市  
上 記 代 表 者 市 長 工 藤 壽 樹  
原 告 代 理 人 原告代理人目録のとおり

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国  
上 記 代 表 者 法 務 大 臣 上 川 陽 子

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号

処 分 行 政 庁 原 子 力 規 制 委 員 会  
上 記 代 表 者 委 員 長 田 中 俊 一

以上